

社会福祉法人清光福祉会 役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員及び評議員等の報酬)

第3条 当法人の役員の報酬は無償とする。

2 当法人の評議員等の報酬は無償とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときは、日額2,000円の実費弁償費を支給する。

2 理事及び監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、前項に定める実費弁償費を支給する。

3 前1項及び2項において、交通費の実費がこの実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、施設職員の旅費規程と同額の費用を弁償する。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 本規程は、理事会の決議を経て、評議員会の決議により改廃できる。

附 則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。